

財団法人能登半島地震復興基金補助金交付規程

(平成19年規程第3号)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人能登半島地震復興基金（以下「財団」という。）が交付する補助金に係る予算の執行の適正化をはかるため、補助金の交付の申請、決定等に関する取扱を明確にするとともに、補助金の交付及び受領について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 財団が交付する、相当の反対給付を受けない給付金であつて、補助金、助成金及び利子補給金の名称を用いるものをいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金交付申請書を、理事長に対し、別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の経費の配分、経費の使用法、当該事業の完了の予定期日その他当該事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (2) 補助事業の計画及び執行方法に関する具体的事項
- (3) 補助事業の効果

3 理事長は、第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項に必要と認める事項を追加し、一部を省略させ又は前項の添付書類を省略させることがある。

(補助金の交付の決定)

第4条 理事長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び

必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が、法令の定又はこれに基く行政庁の処分若しくは通達その他この規程及び補助金の交付に関する要綱で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

- 2 理事長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

(補助金の交付の条件)

第5条 理事長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（いずれも理事長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに理事長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) その他理事長が必要と認める事項

- 2 理事長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付すべき旨の条件を附することがある。

- 3 第1項第1号又は第2号に規定する理事長の承認を受けようとする者は、別に定める承認申請書を提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 理事長は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに附した条件を申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をしたものは、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、その期間を延長し又は短縮することができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第8条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により

特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 理事長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができるのは、次の各号に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が、補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと。補助事業に要する経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 第6条の規定は、第1項の措置を行った場合に準用する。

4 理事長は、第1項の規定による補助金の交付の取消により特別に必要となった事務又は事業に対し、次の各号に掲げる経費について補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった経費

5 前項の補助金の額に同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消に係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、法令の定並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

(状況報告)

第10条 理事長は、必要があると認める場合は、別に定めるところにより、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

(補助事業の遂行に関する指示)

第11条 理事長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が、補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の成果を記載した実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、理事長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 理事長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 理事長は、補助金の額を確定したときは、すみやかにその額を補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第14条 理事長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告があった場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容、これに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第15条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、理事長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定めるところにより、補助金請求書（補助金の概算払又は前金払を受けているときは、補助金精算請求書とする。）又は補助金概算払（前金払）請求書を提出しなければならない。

(決定の取消)

第16条 理事長は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、又はこれに附した条件その他この規程又はこれに基づく理事長の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金の返還)

第17条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させなければならない。

2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその

額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第18条 補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該返還を要する補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 理事長は、第1項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものを、理事長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第5条第2項の規定による条件に基き、補助金の全部に相当する金額を財団に納付した場合、並びに補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して理事長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 船舶

(3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 機械及び重要な器具

(5) その他理事長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

第20条 理事長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付すべきことを命ずる場合がある。

(雑則)

第21条 この規程で定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、設立許可のあった日（平成19年8月20日）から施行する。